

裁 決 書

審査請求人

同代理人

上記審査請求人から平成20年6月6日付けで提起された[]福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った平成20年4月10日付け[]第[]号による処分（以下「本件処分1」という。）、平成20年4月10日付け[]第[]号による処分（以下「本件処分2」という。）、平成20年4月7日付け[]第[]号による処分（以下「本件処分3」という。）及び医療扶助移送費にかかる処分（以下「本件処分4」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分庁がした本件処分3はこれを取り消し、本件処分1、本件処分2及び本件処分4の審査請求は、棄却する。

理 由

1 審査請求人の主張

（1）預貯金の収入認定について

審査請求人（以下「請求人」という。）の請求の趣旨は、処分庁がした本件処分1の取消しを求めるもので、その理由は、「預貯金[]円は、資産と言うべき状況になく、ローン返済や水光熱費、3月末の給与が支給されるための生活費として、入金していたものであり、収入認定するべきでない。」

「保護開始後の3月19日に[]円の入金がある。これは借

り入れによるものである。請求人はこの時点で支払わなければならぬものがあり、借り入れてでもその支払いに備えて入金しておく必要があった。入院している病院のケースワーカーが処分庁に対してすでに相談を行ったという事実があったとしても、それだけで支払いを免れてよいという判断には請求人は至らなかったし、それはやむを得ないものである。」という点にある。

(2) 未払い給与の収入認定について

請求人の請求の趣旨は、処分庁がした本件処分2の取消しを求めるもので、その理由は、「未払い賃金は、入院中の収入とはいえ、処分庁も認めるとおり、勤労所得である。」

「零細企業のために、支払いが1ヶ月先送りになつたため、2月分の給与が3月末日の支払いとなっている。交通費（2月分 [] 円、3月分 [] 円）の控除及び勤労控除（[] 円）を行うべきである。

2月分給与から、未払いだった電気代（1月、2月、3月分として [] 円）、水道料、プロパンガス代金（3月分など [] 円）を支払い、入院から保護申請までの医療費の支払いに当てている。勤労に伴う交通費や生活費などの必要経費については、当然必要経費として認めるべきである。」

「2月分給与から3月10日～16日までの医療費 [] 円の支払いを余儀なくされ、4月、5月の医療費の一部負担の支払いも出来ない状況に追い込まれている。実態に即して、医療費を「必要経費」として認めるべきである。」

「請求人は、生活に必要な費用や医療費、勤労に必要な経費等については、この給与の支払いを見込んで支出してきたのであり、このために、ここからの支出が余儀なくされた。」

「滞納の光熱費については、これを支払わなければ生活が継続できなくなるおそれがある。」「これを支払ったのはやむを得ない。」

「また3月10日～16日の医療費については、保護開始が3月17日になるために自ら負担せざるを得ないものである。処分庁はこれを支払うなと言うのであろうが、現実に現在において入院し世話になっている病院に対し不払いのまま迷惑をかけることができないと考えてこれを支払ったことは、請求人のモラルの高さによるものであってこれを責めることはできない。」

「結局、これらの支払いの後請求人の手元に残るのは [] 円に過ぎない。」

「現に振り込まれた給与のうち活用しうるものは [] 円にも満たない



のである。それを、処分庁は当初給与の全額を収入認定し、その後これを修正し、[] 円のみを控除しその余を収入認定した。処分庁の主張は実際に活用し得ないものを活用しろというものであって、請求人に不可能を強いるものである。」

「この収入を給与として、勤労者に対してする必要な控除を行うことは合理的なことである。」という点にある。

(3) 住宅費について

請求人の請求の趣旨は、処分庁がした本件処分の取消しを求めるもので、その理由は、「処分庁は、1. 3倍の特別基準を極めて狭く解釈している。本件は1. 3倍の特別基準を採用すべき事例である。」

(注：「1. 3倍の特別基準」とは、次のとおりである。家賃については、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）別表第3の2の「厚生労働大臣が別に定める額」で定められており、[] は月額31, 100円となっている。なお、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）」の第7の4の（1）のオでは、「保護の基準別表第3の2の厚生労働大臣が別に定める額（以下「限度額」という。）によりがたい家賃、間代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1. 3を乗じて得た額（7人以上の世帯については、この額にさらに1. 2を乗じて得た額）の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえないこと。」とされている。)

「単身のため、入院中の転居は出来ず、[] 円のこれまでの家賃の支払いは、やむをえない事情であった。基準値を超す[] 円は、自己負担となり、実際は最低限度の生活費を削ることになる。」

(注：「基準値」とは、[] の家賃の限度額31, 100円のこと。)
「請求人は保護申請時入院中であり、しかも、自らは歩くことができないほどの症状であった。現在では杖を用いて歩行しているが、これもけっして容易な状態ではない。このような請求人の状況を見れば、請求人がただちに転居することは極めて困難である。」

「東京都においては、基準額を超える家賃の住居に居住している場合、特別基準設定が認められる場合以外は、原則として保護開始と同時に転居指導を行うことになるが、転居指導中、新たな住居に転居するまでの間、1. 3倍額を限度に実家賃額を計上する取りを行ふことができるとする運用を行っている。」



「請求人のように、ただちに転居することが困難であることが明らかな場合、東京都のような運用も考えられるにもかかわらず、処分庁はこの検討を一切行っていない。このままであれば、補助を受ける家賃と実家賃との差額を請求人は当分の間払い続けなければならず、このことは請求人の生活をいっそう困難にする。」

「処分庁は東京都と同様の運用を行うべきである。」という点にある。

(4) 移送費（タクシー代）について

請求人の請求の趣旨は、処分庁がした本件処分4の取消しを求めるもので、その理由は、「入院していた████████病院には、████がなく、また車イスのために、タクシーを利用し、████病院████への通院となつたものである。」

「処分庁は、本件に対する『移送費の周知徹底』をそもそも怠っており、不利益を受けないためにも、『通院証明』により、領収書がない場合でも、通常の往復料金を通院費として支給すべきである。」という点にある。



2 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求をいずれも棄却するよう求めるもので、その理由は以下のとおりである。

(1) 預貯金の収入認定について

請求人の預貯金は、(ア)担当ケースワーカーが申請時に生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第4条第1項及び法第8条第1項の趣旨を請求人に説明していること、(イ)それを受けて請求人が資産申告書にて預貯金████円余の申告をしていること、(ウ)事実、申請時に████円預貯金を保有していたこと、(エ)この預貯金につき、法の目的である自立助長、あるいは社会通念上の観点から認定除外すべきほどの合理的な理由がないことが認められる。そうすると、この預貯金はまさに、法第4条第1項に定める資産であり、法第8条第1項に定める金銭であるのだから収入認定するのは当然である。

また、請求人は、預貯金████円について、ローン返済などの引き落としのために必要な金額であるから収入認定に問題がある旨主張するが、請求人が主張するローン返済などは、いずれも生活保護申請前の生活需要に係る債務である。よって、この経費を控除すると、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、法によって保障することになり、保護を要する状態に立ち入ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障せんとする法の目的から

著しく逸脱することになる。従って、請求人の主張は採用の限りではない。

(2) 未払い給与の収入認定について

基礎控除の適用は、生活保護法の趣旨に照らして考慮すると、勤労に伴って増加する経常的生活需要を補填することにより労働力の再生産を図るとともに勤労意欲の助長を図ろうとするものである。そうすると、未払い給与は、確かに就労によって得られた収入であるが、保護申請日現在、請求人は就労していないのだから、勤労に伴って増加する経常的生活需要を補填する必要性も勤労意欲の助長を図る必要性も認められない。よって、これに係る請求人の主張は採用できない。

また、請求人は、交通費（2月分 [] 円、3月分 [] 円）の控除を主張するが、（ア）かかる主張は処分庁に対しては、何らなされていないこと、（イ）交通費に係る証憑の提出等立証も何らなされていないこと、（ウ）交通費は、保護申請前の経費であること、（エ）請求人は申請日現在就労をしていないこと、等を鑑みると交通費の控除をしないのは当然である。

なお、請求人は、電気料金、ガス代金、病院代について、縷々主張するところ、いずれも保護申請前の生活需要に係る債務の控除の主張であり、上述のとおり、かかる控除は保護を受ける以前における個々人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、生活保護法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち入ったときから将来に向ってその最低限度の生活の維持を保障せんとする同法の目的から著しく逸脱することになるから、請求人の主張は到底採用できない。

(3) 住宅費について

請求人には、車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする理由は認められず、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難という事情も認められない。また、地域において上記限度額の範囲内では賃貸される実態がないということはなく、以上にかかる主張も立証も全くなされていない。よって、いずれの要件にも該当しないのだから、住宅費について、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）別表第3の2の「厚生労働大臣が別に定める額」（[] は31,100円。以下「限度額」という。）内で住宅費を認定するのは当然である。

(4) 通院にかかる移送費について

移送費に係る保護変更申請書及び[] 病院からの通院証明書を処分庁が受理したのは、平成20年5月7日付である。その際、3月に2日間、4月に2日間の通院証明がなされているが、タクシー会社の領収

証は1日分だけしか提出されておらず、他の3日間のタクシー利用、タクシー料金に係る証憑の提出を指導しているところである。よって、5月7日付で受理した医療扶助移送費の申請に係る決定処分あるいは不作為は不存在であり、本件請求は、検討するまでもなく、不適法であるから却下されるべきである。

3 審査庁の判断

(1) 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

ア 預貯金の収入認定にかかる事実

(ア) 平成20年3月17日、処分庁の職員が [] 病院から請

求人の生活保護申請について相談の連絡を受電。

(イ) 平成20年3月21日、処分庁の職員が [] 病院を訪問し、
請求人と面接。法の趣旨及び権利義務について説明した。

請求人に生活保護申請の意思を確認し、申請書類一式を交付。

同日、請求人から保護申請書を受理。保護申請書に添付された資
産申告書には、現金 [] 円及び預貯金 [] 円の保
有が申告されていた。

(ウ) 平成20年4月4日、処分庁はケース診断会議を開催した。検
討の結果、法を適用するとの結論に至る。

(エ) 平成20年4月7日、処分庁は保護開始を決定。生活扶助の算
定に際しては、請求人が申請時において入院中であったため入院
基準を適用。申請時の手持金（現金及び預貯金）については最低
生活費の半額を控除し、手持金として認定。

(オ) 平成20年4月10日、処分庁は保護開始日に誤りがあったと
して、再度保護開始決定を行った。

(カ) 平成20年5月9日、請求人が処分庁に来所。請求人から
[] 、[] 、[] の通帳の写しが提出された。
初回面接の日（平成20年3月21日）の時点で保有していた
預貯金は [] 円であった。

イ 未払い給与の収入認定にかかる事実

(ア) 平成20年3月17日、処分庁の職員が [] 病院から請
求人の生活保護申請について相談の連絡を受電。

(イ) 平成20年3月21日、処分庁の職員が [] 病院を訪問し、
請求人と面接。生活保護法の趣旨及び権利義務について説明した。

また、処分庁の職員は、未払いの賃金等があれば収入認定の対象となるため適宜申告するよう指導した。併せて保護申請以前の医療費等については、できる範囲において分割で返済していくことを病院側に相談するよう指導した。

請求人に生活保護申請の意思を確認し、申請書類一式を交付。
同日、請求人から保護申請書を受理。

(ウ) 平成20年4月4日、処分庁はケース診断会議を開催した。検討の結果、法を適用するとの結論に至る。

(エ) 平成20年4月7日、処分庁は保護開始を決定。2月分の未払い賃金（3月31日振込）については、入院中の請求人から電話で約 [REDACTED] 円の振込があったとの申告があっており、同年4月1日付けで手持金として2回に分割し認定。

(オ) 平成20年5月9日、請求人が処分庁に来所。未払い賃金の振込額を確認したところ、2月分未払い賃金（3月31日振込）が [REDACTED] 円、3月分未払い賃金（4月30日振込）が [REDACTED] 円であったことが判明。2月分未払い賃金については請求人の口頭での申告により、概算で [REDACTED] 円を手持金認定していたため、その差額 [REDACTED] 円と3月分未払い賃金 [REDACTED] 円を合算した [REDACTED] 円を新たに手持金認定することを説明した。

(カ) 平成20年5月13日、処分庁は、請求人から提出された通帳の写しにより確認された2月分未払い賃金差額 [REDACTED] 円と3月分未払い賃金 [REDACTED] 円を合算した [REDACTED] 円を6月1日付けで手持金認定し、6月以降2回に分割して収入認定を行った。

(キ) 平成20年6月4日、処分庁は、厚労省からの本件における収入認定の取扱いについての回答を踏まえ、厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号）第8-3-(2)-エー(イ)の規定に基づき、その他の収入・臨時収入として8,000円の控除を適用し、2月分及び3月分の未払い賃金について各々8,000円の控除を行った。

ウ 住宅費の認定にかかる事実

(ア) 平成20年3月17日、処分庁の職員が [REDACTED] 病院から請求人の生活保護申請について相談の連絡を受電。

(イ) 平成20年3月21日、処分庁の職員が [REDACTED] 病院を訪問し、請求人と面接。生活保護法の趣旨及び権利義務について説明。



請求人に生活保護申請の意思を確認し、申請書類一式を交付。

同日、請求人から保護申請書を受理。

(ウ) 平成20年4月4日、処分庁はケース診断会議を開催した。検討の結果、法を適用するとの結論に至る。

(エ) 平成20年4月7日、処分庁は保護開始を決定。住宅扶助については、地代家賃証明書により3月分家賃が未払いであることを確認しており、3月分家賃を重複家賃として4月扶助費で支給し、4月扶助費以降、住宅費を認定。ただし、請求人現住居が高額家賃（[REDACTED]円）につき基準額（31,100円）を認定。

工 通院のための移送費の認定にかかる事実

(ア) 平成20年3月17日、[REDACTED]病院から請求人の生活保護申請について相談の連絡を受電。

(イ) 平成20年3月21日、処分庁の職員が[REDACTED]病院を訪問し、請求人と面接。法の趣旨及び権利義務について説明。

請求人に生活保護申請の意思を確認し、申請書類一式を交付。

同日、請求人から保護申請書を受理。

(ウ) 平成20年4月4日、処分庁はケース診断会議を開催した。検討の結果、法を適用するとの結論に至る。

(エ) 平成20年4月7日、処分庁は保護開始を決定。

(オ) 平成20年4月10日、処分庁の職員は、請求人から電話があった際、入院中の医療扶助移送費（タクシ一代）支給にかかる関係書類については、[REDACTED]病院に送付したことを伝え、タクシ一代の領収書添付の上、保護変更申請書（傷病届）及び通院先の[REDACTED]病院から発行される通院証明書の提出を指導した。

(カ) 平成20年5月2日、処分庁の職員は、[REDACTED]病院の職員から電話があった際、医療扶助移送費の給付認定に際しては、タクシー利用の場合、領収書添付が原則であることを説明し、利用したタクシー会社から領収書あるいはそれに準じた証明書等を発行してもらうよう請求人への伝言を依頼した。

(キ) 平成20年5月7日、[REDACTED]病院から請求人の医療扶助移送費給付にかかる保護変更申請書（傷病届）、[REDACTED]病院発行の通院証明書（3月、4月分）及びタクシ一代領収書（4月16日利用分）が処分庁に提出された。

(ク) 平成20年5月8日、請求人から処分庁に電話があった際、処分庁の職員は、医療扶助移送費の給付認定に際しては、原則タクシ一代の領収書が必要であることを説明し、利用したタクシー会

社等へ領収書等を再発行してもらうよう交渉してはどうかと助言した。

(ケ) 平成20年6月18日、処分庁は、嘱託医との協議を行ったうえで、医療扶助移送費（4月16日利用分のみ）の給付を決定した。

(2) 判断

ア 預貯金の収入認定について

法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と規定している。

本件処分において問題となっているのは、法第1条に規定する最低限度の生活の保障を行うに当たって、ローンの返済等のために借り入れ、支払い済みの資金を最低生活の維持のために使われるべき手持金として認定したことが妥当であったかという点である。

請求人は、保護開始後すぐの時点で残高のあった預貯金については、月後半のローン返済金などの引き落としのための資金であり、手持金ではないため収入認定を行うべきではないと主張する。この手持金は、3月19日に [REDACTED] から借り入れたものである。これは、日給月給の不安定就労での給料だけでは月々の生活費を賄いきれず、ローン返済金を含めて生活費の不足分を借りて補うというこれまでの生活習慣を保護申請後間もない時点でも行ったものと考えられる。

法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しており、これには保護受給中に借り入れた金銭も含まれると解される。また、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）」第8-3-(3)-ウにおいて、「他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」は、収入として認定しないこととされているが、本件のような借入金がこれに該当しないのは明らかである。

平成20年3月21日、処分庁の職員が [REDACTED] 病院を訪問し請求人と面接した際、保有する資産等を過去の債務の弁済に充当することはできない旨説明した後にローンの支払いが行われていることやケーブルテレビのような通常の生活費への支払いもなされているといった



事実から判断すると、本件においては収入認定の対象から除外すべきとする特別の事情は認められないというべきである。

イ 未払い給与の収入認定について

(ア) 基礎控除の適用について

基礎控除は、勤労に伴って増加する生活需要を補填することにより労働力の再生産を図るとともに勤労意欲の助長を図ろうとするものである。本件処分の対象となっている未払い給与は就労によって得られた収入であるが、基礎控除は控除を行う時点の就労状態に対応して認定すべきである。処分庁が本件処分を行った時点では、請求人は就労していないのであるから、就労収入として認定することは適当でなく、基礎控除を認めることもできない。

(イ) 交通費の控除について

本件処分の対象となった未払い給与には通勤のための交通費が含まれているが、これは生活保護の申請日以前に支出済みであり、いわば過去の生活費であるから、就労収入ではなくその他の収入として認定したことが是認される以上、収入認定から控除すべき費用には当たらないとした処分庁の判断は正当である。

(ウ) 電気料金、ガス代金及び病院代の控除について

仮に、これを収入認定の対象から除外するとなると、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、法によって保障することになり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向ってその最低限度の生活の維持を保障せんとする法の目的から著しく逸脱することになる。

生活保護制度においては過去の債務に対する支払いを収入から控除することは認められておらず、従って、処分庁が電気料金、ガス代金及び病院代について控除を行わなかったことに違法な点はないと認められる。

ウ 住宅費の認定について

生活保護における家賃については「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)別表第3の2に基き「厚生労働大臣が別に定める額」により、[] は月額31,100円と定められている。

また、「生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)」の第7の4の(1)のオでは、「保護の基準別表第3の2の厚生労働大臣が別に定める額(以下「限度額」という。)によりがたい家賃、間代等であって、世帯員数、

世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1.3を乗じて得た額（7人以上の世帯については、この額にさらに1.2を乗じて得た額）の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえないこと。」とされている。

さらに、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）（以下「課長通知」という。）の問（第7の56）では、「局長通知第7の4の(1)の才にいう『世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの』には原則として単身者の場合の家賃、間代等は該当しないものとして取り扱うとされ、「ただし、当該単身者が車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において上記限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合は上記限度額に1.3を乗じて得た額の範囲内において必要な家賃、間代等を認定して差しつかえない。」とされている。

処分庁は、課長通知の問（第7の56）が示すいずれの要件にも該当しないとして、特別基準を認めないとしているが、課長通知の問（第7の52）では世帯人員が減少した場合の住宅費の認定に関して、世帯員の減少により「単身世帯となった場合には、その翌月から当該特別基準は適用されなくなる」としたうえで、「なお、引き続き当該住居に居住する場合で、転居の準備等のためやむを得ないと認められるものについては、世帯員の減少後6か月間を限度として、引き続き当該特別基準を適用して差つかえない。」としている。

請求人は保護申請当時入院しており、しかも単身者であったため転居に向けてすぐに準備を開始できる状況ではなく、すみやかに限度額以内の家賃の住居に転居することは事実上不可能であったことから、本件の場合は上記課長通知の趣旨に鑑みて、期間を限定したうえで、特別基準（限度額の1.3倍まで）を適用することを検討すべきである。

工 通院のための移送費の認定について

(ア) 処分の有無について

処分庁は弁明書において、医療扶助移送費に係る決定処分あるいは不作為は不存在であり本件審査請求は却下されるべきと主張しており、この点について検討する。

処分庁は、平成20年6月18日付け 第 [redacted] 号

で医療扶助移送費の給付を認定し、費用支給については、通院証明書、タクシー領収書等の提出後通院実績及び所要金額を確認の上支給するものとして、確認のできた平成20年4月16日分について、平成20年6月19日付け [] 第 [] 号で [] 円の支給を決定し、これ以外の3日分の医療扶助移送費については、領収書等の証憑が提出されていないことを理由に支給していない。

法は第24条第1項において、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。」と規定し、同条第4項において、「保護の申請をしてから30日以内に第1項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。」と規定する。

さらに同条第5項において、「前4項の規定は、第7条に規定する者から保護の変更の申請があった場合に準用する。」と規定しているが、処分庁は平成20年5月7日に医療扶助移送費にかかる保護変更申請書を受理しており、申請をしてから30日が経過しているため、上記の規定に基づき申請は却下されたものとみなさざるを得ない。

従って、他の3日分の医療扶助移送費の支給を行わなかったことについても、処分による处分があったと解するのが相当である。

(イ) 領収書等の必要性について

医療扶助移送費の支給については、「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知)の第3の9の(3)のイにおいて、「当該料金の算定にあたっては、領収書、複数業者の見積書、地域の実態料金等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこと。」と規定されている。

また、「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について」(平成20年4月4日社援保発第0404001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の6-(2)において、「移送に要した費用については、領収書(レシート)によりその金額を確認すること。」と示されている。

上記通知が医療扶助移送費の支給に際して領収書等の提出を求めているのは、実際にタクシーを利用したこと及び料金を確認するためであり、領収書等の提出がない以上医療扶助移送費の支給

は認められないというべきである。

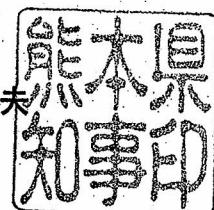
以上、本件処分3を違法とする審査請求人の主張は、理由がある。

また、本件処分1、本件処分2及び本件処分4を違法とする審査請求人の主張は、理由がない。

よって、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項及び第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成20年9月30日

熊本県知事 蒲島郁夫



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。

ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる本件処分をした処分庁の所属する [] を被告として（訴訟において [] を代表する者は [] 長となります。）処分の取消しの訴えを、又は熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。